

船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン 概要

- 知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめを受け、**ドライブレコーダー映像を活用した教育訓練ガイドライン**を策定。
- 本ガイドラインは、船舶運航事業者の皆様がドライブレコーダーの映像を活用し、**円滑な教育訓練を実施できるよう**、その効果的な活用が可能となる**機器の要件**や**具体的な教育訓練の方法等**を紹介。

【ガイドライン概要】

- ①ドライブレコーダーの導入
ドライブレコーダーの**導入の目的**や教育訓練に必要な映像を記録するための**機器要件**※
- ②教育訓練に活用する映像データの収集・分析
映像データの収集・分析を通じた、**効果的な教育素材の作成方法**
- ③教育訓練への活用
収集・分析した映像による**教育訓練の実施方法**
- ④ドライブレコーダーを用いた教育訓練事例
本ガイドラインに基づき、実際に教育訓練を実施した**事業者の事例**

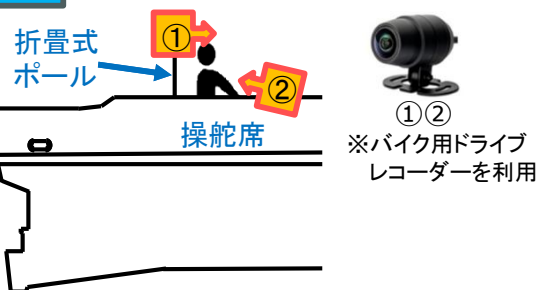
【教育訓練事例】

※性能は自動車やバイク用として販売されている市販品で対応可能

【設置船舶】



【配置図】



【教育訓練の様子】



【映像】



①前方用カメラ

②操船者用カメラ

【教育訓練フロー】

ドライブレコーダー映像による教育訓練実施フロー

映像の確認・収集



- 少なくとも「事故」、「ヒヤリハット」、「操船に関する苦情」があった場合には、映像を確認し、該当部分を保存します。



映像の分析

- 保存した映像から、**操船の問題点を分析**しましょう。



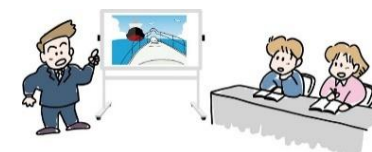
個別操船者に指導

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**させましょう



映像を共有し集団で指導

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**させましょう



フォローアップ

- 指導後の操船映像を確認し、きちんと**指導が反映されているかを確認**しましょう。

継続的改善

- PDCAサイクルを回し、**安全運航のための改善**を続けます。



種 別	性 能 要 件
前方用カメラ※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・水平画角：120度以上、垂直画角：50度以上で撮影できること ・解像度：1280×720ドット以上で撮影できること ・1秒に10回以上の頻度（10fps以上）で撮影できること
操縦者用カメラ※ ² （360度撮影できるカメラ等、1台で前方と操縦者を撮影できるカメラも可）	<ul style="list-style-type: none"> ・操縦者の見張り行動や、操縦の様子が確認できること ・1秒に5回以上の頻度（5fps以上）で撮影できること
録音機能	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の音声を録音できること
位置情報	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS等により航行位置を記録できること （船舶に備えられているAIS等で、位置・日付・時刻が記録されている場合を除く）
日付及び時刻	<ul style="list-style-type: none"> ・上記4項目と併せて、日付及び時刻を記録できること
記録装置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記5項目について、一航海分の時間又は5時間のいずれか短い時間を記録できる記録媒体を備えること ・記録媒体の未装着等を知らせる機能があること
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・堅ろうで、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないこと ・防水性能があること（屋外等へ設置する場合に限る）

※¹ 小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示

※² 夜間も記録できる暗視性能は求めない